

【別添1】

分別管理及び書類管理方針書

(事業者名) 九州パーク運輸
平成30年 4月 7日作成

本方針書は、筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規制（平成26年6月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(運用範囲)

本方針書は、当社が請け負って伐採した原木及び当該原木等の取り扱いにあたって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、専務取締役 林晃一を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 森林所有者等から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林であるかそれ以外の森林であるかを伐採届等で確認する。
- ・ 伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように現場管理する。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、証明書の写しを原木市場等の出荷先に渡すこととする。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに掛かる原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別記4】木材の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告の様式

平成30年5月 / 日

筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会長 殿 株式会社 上 瀧 組

事業者の所在地：福岡県嘉麻市漆生881番地
事業者の名称：TEL 0948-42-0078
代表者の氏名：代表取締役 上瀧 洋介
団体認定番号：筑木バ認第4号



木材の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
2 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量 960 m ³ チップ等出荷量 960 m ³
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
4 2のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
5 2のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³

分別管理及び書類管理方針書

(株)上 瀧 組 (事業者名)
平成30年 5 月 27 日作成

本方針書は、筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成26年6月1日)」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という)に基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下「発電用ガイドライン」という)に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当組合において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、専務取締役 上瀧 直樹を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別記4】木材の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告の様式

平成30年5月18日

筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会長 殿

事業者の所在地：福岡県嘉穂郡桂川町大字土師8番地3

事業者の名称：株式会社 香翠園

代表者の氏名：代表取締役 中塚 梅友

団体認定番号：筑木バ認第3号



木材の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期間	平成 29年 4月 1日～ 平成 30年 3月 31日
2 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 200m ³ チップ等出荷量 0m ³
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 0m ³ チップ等出荷量 0m ³
4 2のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 0m ³ チップ等出荷量 0m ³
5 2のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 0m ³ チップ等出荷量 0m ³

【別添1】

分別管理及び書類管理方針書

(事業者名) 株式会社香翠園
平成30年 4月27日作成

本方針書は、筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規制（平成26年6月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(運用範囲)

本方針書は、当社が請け負って伐採した原木及び当該原木等の取り扱いにあたって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、代表取締役中塚梅友を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 森林所有者等から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林であるかそれ以外の森林であるかを伐採届等で確認する。
- ・ 伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように現場管理する。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、証明書の写しを原木市場等の出荷先に渡すこととする。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに掛かる原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別記4】木材の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告の様式

平成30年5月10日

筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会長 殿

事業者の所在地：福岡県嘉麻市牛隈193-12

事業者の名称：筑豊林業有限会社

代表者の氏名：取締役 佐藤 喜久夫

団体認定番号：筑木バ認第2号



木材の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期間	平成 29年4月1日～ 平成 30年3月31日
2 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量 4,157.3m ³ チップ等出荷量 405.84m ³
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 4,157.3m ³ チップ等出荷量 405.84m ³
4 2のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 3,508.9m ³ チップ等出荷量 0m ³
5 2のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 648.36m ³ チップ等出荷量 405.84m ³

【別添1】

分別管理及び書類管理方針書

(事業者名) 筑豊林業有限会社

平成30年4月20日作成

本方針書は、筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規制（平成26年6月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(運用範囲)

本方針書は、当社が請け負って伐採した原木及び当該原木の取り扱いにあたって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、代表取締役佐藤喜久夫を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 森林所有者から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林であるかそれ以外の森林であるかを確認する。
- ・ 伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように現場管理する。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、証明書の写しを原木市場等の出荷先に渡すこととする。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに掛かる原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。